

## 自治基本条例策定分科会 各骨子案のまとめ

### 前文（第7回分科会）

#### 1. 目的（事務局案 未検討）

①この条例は、海津市における自治に関する基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

#### 2. 定義（第10回分科会）

①市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

②市民自治 市民自治とは、（共同体意識の形成が可能な）一定の地域において、市民が自主的に地域課題の解決など地域の良好な生活環境をつくるために行う活動をいう

③市民自治協議会 市民自治協議会とは、（共同体意識の形成が可能な）一定の地域において、市民が市民自治を行うため自主的に設立し、市民自治活動の主体が自主的に参加できる組織をいう。

#### 3. 基本原則（第7回分科会）

①市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。

②情報共有の原則 まちづくりに関する情報が、すべてのまちづくりの担い手の間で共有されること。

③市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利が保障されること。

④協働の原則 市民・議会・行政の基本的な関係は、対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

⑤地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重すること。

#### 4. 市民の権利、責務（第8回分科会）

##### ①情報を知る権利

・市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利がある。

##### ②市政へ参画する権利

・行政が政策や施策を立案する意思形成の段階や、実施しようとする段階、さらにそれらを評価する段階等、これらの過程で、市民の意向を聞いたり、市民が実際に参画することが保障される。

##### ③市民の責務

・市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わる。市政に対して関心をもち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努める。

#### 5. 市長の責務（第8回分科会）

・総合的・効率的・適正な行政運営

・情報共有・公開及び参加・協働の推進

・海津らしさ、海津ならではの、独創的な政策

・市民の信託に応える

○事務局案（未検討）

- ①市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。
- ②市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めなければならない。
- ③市長は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

6. 職員の責務（第8回分科会）

- ・「市民本位」の立場に立つ
- ・公正で誠実、効率的に職務を
- ・市民との協働・支援
- ・政策能力の向上
- ・熱くなれ
- ・迅速に業務をこなす

○事務局案（未検討）

- ①職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- ②職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。
- ③職員は、自らも地域の一員であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。

7. 議会の基本的な役割（第8回分科会）

- ・行政機能のチェック
- ・市議会議員による議員立法

○事務局案（未検討）

- ①議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。
- ②議会は、議員が立法の活動を行えるよう、自立的な組織体制の整備に努めなければならない

8. 議会活動の説明責任及び情報の公開・提供（第8回分科会）

- ・「会議の公開」と「情報の共有」
- ・開かれた議会運営に努める

○事務局案（未検討）

- ①議会は、議会活動に関する情報を市民に分かり易く説明しなければならない。
- ②議会は、公開とし、市民に開かれた場としなければならない。

9. 議員の責務（第8回分科会）

- ・市民の代弁者であり、良き相談者
- ・マニフェスト
- ・議員立法（政策等の研究、勉強を）
- ・議員は、市民の信託に応える
- ・議会活動、市政に関する状況等について、市民に説明、報告するよう努める
- ・市民への周知（対話集会、懇談会の開催）

○事務局案（未検討）

①議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

②議員は、議会活動や市政に関する状況等について、市民に説明するよう努めなければならない。

10. 市民自治活動の主体（第10回分科会）

①市民自治活動の主体は、地縁団体をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

11. 市民自治協会の設立要件（第10～11回分科会）

- ・区域を定めていること。
- ・会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- ・組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- ・目的・名称・区域・事務所の所在地・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
- ・役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

12. 市民自治協会の役割など（事務局案 未検討）

①市民自治協会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。

②市長は、市民自治協会の答申を尊重するよう努めなければならない。

③一つの地域は、複数の市民自治協会に属することができない。

④市民自治協会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。

⑤市民自治協会が設立された場合は、その代表者が、市長に設置の届出をしなければならない。

13. 市民自治協会への支援（事務局案 未検討）

①市は、市民自治協会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

14. 行政運営の方針（第12回分科会）

（1）行政組織について

①市は、社会情勢の変化に（迅速に）対応できる組織にすること

②市は、市民に分かりやすく（簡素で）機能的かつ効率的な行政組織を整備すること

- ・ ~~市は、組織の横断的な調整を図ること~~

（2）職員について

- ・ ~~市は、多様化する市民のニーズに対応できる知識や能力を持った職員を育成すること~~

①市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与える（よう努める）

- ・（職員は、自発的に見聞を広め、自己の能力を向上させることに努めること。）

（3）苦情等について

①市は、市民から苦情、~~要望、提言、意見~~等があったときは、事実関係等を調査し、回答する（こと）

~~よう努めること。~~

(4) 行政評価について

- ①市は、総合計画の重要な事業について評価を実施すること
- ②市は、評価の結果を分かりやすく市民に公表すること
- ③市は、評価の結果を政策及び事業に反映すること

(5) 外部監査について (要検討)

- ①市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保すること
- ②市は、外部監査人による特定の事業等に関する監査を実施すること

## 15. 情報公開のあり方、情報共有について (第12回分科会)

(1) 情報取得の権利

- ①市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること

(2) 意思決定過程の情報共有

- ①市は、市民に市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めること
- ②市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開すること

(3) 情報の収集及び管理

- ①市民及び市は、まちづくりに必要な情報の収集に努めること
- ②市民及び市は、その収集した情報を適正に管理すること

(4) 個人情報の保護

- ①市民及び市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないように努めること

## 16. 住民投票 (今後の分科会で検討します。)